

田川市役所『失業対策事業の実態について』

平, 将志
九州産業大学 : 講師

<https://doi.org/10.15017/7344010>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 40, pp.121-136, 2025-03-25. 九州大学附属図書館
付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン :
権利関係 :



【資料紹介】 田川市役所『失業対策事業の実態について』

平 将 志

本稿の課題は田川市役所が纏めた『失業対策事業の実態について』について、資料紹介を行うことにある。

本資料はB5の謄写版の資料であり、原本は二三頁で構成されるが、大学図書館や公立図書館のデータベース上では所蔵は確認できない。以前、筆者が田川市役所に対して失業対策事業に関する資料について情報公開を行った際にも、当該資料は含まれていなかった。当該資料の引用は、わずかに建設一般全日自労田川支部編『組合創立四十年史』にみられる程度である。¹⁾

これまで失業対策事業（以下、失対事業）に関する研究は、おもに江口英一とその門下によって研究が行われてきた。²⁾このほか失対事業の事業主体である自治体や、自由労働組合も各年史を纏めている。³⁾その後、失対事業に関する研究は失対事業の縮小や終焉の影響をうけてか、加瀬和俊らの一部の研究を除けば、下火になっていった。⁴⁾近年、失対事業については杉本弘幸により、勢力的に研究が行われている。⁵⁾加えて、法政大学大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』が、第七七〇号に

において「戦後失業対策事業・失対労働者の史的再検討」を特集しており、杉本のほか、町田祐一と西井麻里奈が被占領期から一九五〇年代の京都、東京及び広島を事例とし、被差別部落、知識階層、さらに原爆被害者などに注目して検討している。⁶⁾このほか全日本自由労働組合機関紙『じかたび』や同婦人部『婦対部ニュース』などが、シリーズ『戦後失業対策事業・失対労働者関係史料集成』として、近現代資料刊行会から復刻されつつある。以上のように、失対事業に関する研究蓄積は着実に積み重ねられつつある。ただし、産炭地に関する研究はいまだ少ないという現状がある。福岡県産炭地では失対就労者の絶対数が多いほか、労働運動が盛んであった。とくに田川地区などでは戦略的に諸運動が展開されたが、その実態分析は十分に行われていない。

つきから解説にうつる。本資料では田川市における失対事業の開始から五年経過後までの過程が論じられている。まず、「一般失業情勢」では、田川市における中小炭鉱の休閉山、大手炭鉱の企業整備にともなう失業者の発生が取り上げられる。田川市を管轄する田川公共職業安定所

管内は「石炭産業の好不況により管内の産業経済が左右され雇用失業状況も大きく変化すると云う特異な労働市場」があり、石炭市況の影響を顕著にうけるという特性があった。より具体的にいえば、田川地区は三井鉱山田川鉱業所という筑豊随一の炭鉱が存在する反面、中小炭鉱の比重が高いという特徴がみられた。

つぎに、「失業対策事業の就労者」では、当初、田川市では就労者の大半は定年退職の炭鉱夫や民間企業に就職が困難な高齢者であったが、石炭不況の影響をうけて中小炭鉱、倒産企業からの青年層の流入が目立つようになつたという。その結果、緊急失業対策法の立法目的と現実が乖離し、若年層の失対就労者が増加する反面、就労者自体の質が低下したことを指摘する^⑧。その後、失対就労者は「固定化」や「高齢化」が問題視されるようになり、一九六三年に「失対二法」が改正される契機となる。ただし、当該期には一時的ではあるが、少なくとも田川市では失対就労者の「老齡化」ではなく、「若年化」といった現象が生じていた。失対賃金は男性の場合、一般民間賃金よりも低い、女性の場合、民間賃金を上回る傾向があった。失対賃金は毎年八月の「屋外労働者種別賃金調査」を基準に算定され、翌年四月に決定される。そのため失対賃金の基準調査と支給が半年以上ずれることから、実際の失対賃金は一〇～二〇%近く減額となつたという^⑨。加えて、失対就労は原則として世帯あたり一人であり、扶養家族が多い場合には最低生活費を下回る。その結果、失対就労で最低生活費に満たない部分について、生活扶助（生活保護制度）を受給する「併給者」が多かつた。つまり失対事業と生活保護制度との間には補完関係が存在したのである。とくに産炭地では扶養家族が多く、さらに「エネルギー革命」の進展も相俟って、被保護層には「併

給者」の割合が高いという特徴がみられた。

注目すべきは、「元来失業対策事業なるものが多分に社会保障的な性格を帯びているため、事業の施行に当っては公共事業と大いに趣きを異にする」という文脈である。失対事業が「多分に社会保障的な性格を帯びる」という部分は、社会保障政策の原理のうち「扶助（福祉）原理」が内包していることを意味しているのであろう。その結果、失対事業が事業の効率性ではなく、「失業者に就業の機会を与えること」、つまり「救済」面に重きがおかれたことを示している。失対事業は事業吸収方式による失業者の応急的救済を目的とした労働政策の一つである。失対就労者は失対事業の事業主体である都道府県、あるいは市町村の特別公務員であり、失対現場での就労の対価として失対賃金を得る。失対事業と同様に事業吸収方式をとる公共事業は「公共的な建設及び復旧という経済的成果を追求する事業」であり、事業効果が重視されていた。以上のような制度的な性格を有するため、「其の運営に当ってはまことにデリケートな面が多」とし、事業主体としての苦悩が綴られる。こうした性格については佐賀県の代表的「炭都」である多久市でも「失対という定職化された救済事業と、生活保護への強度の依存^⑩」を強調しており、自治体では失対事業について実質的に「公的扶助」として捉えていたことがわかる。このように生活保護制度と失対事業という二つの「公的扶助」により、生活困窮者救済が行われていた。近年、宮地克典は失対事業には緊急失業対策法の立法時から社会保障政策的な性格を帯びていたことを指摘しているが、事業主体では当該期にはすでにこのような性格が論じられていたのである^⑪。

本資料において頁数を割いて論じられるのが、全日本自由労働組合田

川分会による諸運動である。¹²⁾全日本自由労働組合は、一九四七年に職安登録日雇労働者を中心として全日本土建一般労働組合（以下、全日本土建）の結成を嚆矢とする。一九四九年、ドッジラインの実施と関連して、緊急失業対策法が制定され、失対事業が開始された。当該期には自由労働組合が発足した。一九五二年六月、全日本土建から職人部が独立し、新たに全国土建労組総連合（一九六〇年、全国建設労働組合総連合に改称）が発足した。一九五三年一〇月、全日本土建は全日本自由労働組合（以下、全日自労）に改称した。その後、全日自労は事業主体や福祉事務所など対して各種労働条件に関する団体交渉、生活保護の収入認定などの集団陳情を展開し、組織の拡大をはかることで、「日本の巨大組織」の一つに成長した。全日自労の支持政党は日本共産党であったが、一九五七年には日本労働組合総評議会に加盟した。

一九五〇年、田川自由労働組合が発足し、その当時の組合員数は一四〇名程度であったが、一九五三年に全日自労に加盟することになり、一九五七年には組合員数は一、〇〇〇名を超えた。¹³⁾一九六三―六五年には「失対二法」改正などの影響から組合員数は一時的に減少したが、一九六六年から女性組合員が増加を示し、一九六九年には五、一〇九名に達した。¹⁵⁾田川分会は全日自労分会の中でも随一の組合員数を誇った三池分会に次ぐ、組合員数となった。¹⁶⁾田川地域では全日自労田川分会が自由労働組合の中核を占め、日本共産党による「組合実権者の性格を反映し労働攻勢は熾烈を極め、はたに県下に於ても注目の的」になったとし、分会執行部の下に「田川、川崎、金田、猪位地区に夫々支部を設け各地域を網羅し組合員の獲得に努め組合活動の強化」を図っていたという。一九六三年の「失対二法」改正に対しては独自の戦略を展開した。¹⁷⁾「求職闘

争」¹⁸⁾では一九七一年にかけて三、一七二人が失対事業に新規流入した。¹⁹⁾一九六八年二月、公共事業への紹介をめぐって生じた「田川闘争」²⁰⁾では田川職安による要求を撤回させていた。このように田川分会は全日自労を代表する分会の一つであった。本資料では刊行年から、こうした諸運動が展開する以前の田川分会の動向が示されている。

「就労者の性格」²¹⁾では、①就労意欲がない、②怠け癖がついている、③賃金の格付が妥当ではない、④職場におけるオルグ活動の影響という四点をあげている。これを例証するために、作業時間と事業効果、さらに関連して失対事業費と市税との関係について示している。全体的にみて、田川分会や失対就労者に対するマイナス面に関する指摘が多いが、「エネルギー革命」の影響により、田川地区では多数の失業者を抱え、さらに田川分会による諸運動が展開されたことも関係したと思われる。そのため田川市役所は失対事業の全額国家負担か、あるいは生活保護費並みの交付金制度への改正を主張している。これに加えて、田川市では公共事業も実施されているが、事業吸収もあくまで暫定措置であり、事業終了時には一時的に失対事業に流入する傾向があり、職安も苦心していることが述べられている。

以上のように、本資料は分量としては短いものの、当該期における産炭地失対事業に関する有益な情報がまとめられている。田川地域に関する資料は田川分会による『二筋の道——組合結成三〇年史』²²⁾、『組合創立四十年史』²³⁾、『四〇年史——外史（一）・（二）』²⁴⁾などの年史が存在する反面、事業主体である田川市の作成資料は十分な発掘は行われていない。杉本弘幸が「各種年史類、社会調査、『失業対策年鑑』、『じかたび』に依拠した歴史叙述からの脱却が必要」²⁵⁾であると述べるように、失対事業に

関する研究を進めるためには、各都道府県本部（支部）、支部（分会）が作成した各種資料のほか、こうした事業主体が作成した資料の発掘も重要になる考えられる。

なお、本稿は科研費二一K一三四六一の研究成果の一部である。

注

- (1) 建設一般全日自労田川支部編『組合創立四十年史』建設一般全日自労福岡県本部田川支部、一九八九年、三六頁。
- (2) 江口英一「戦後失業対策事業制度をめぐって——社会保障の近代化の考察」笹山京編『社会保障の近代化』勁草書房、一九六七年、三七一～四〇〇頁、江口英一・西岡幸泰・加藤佑治編『山谷——失業の現代的意味』未来社、一九七九年ほか。
- (3) 全日自労建設一般労働組合・全日自労建設一般労働組合北海道本部『年輪——写真でつづる三五年史』一九八七年、全日自労建設一般三重県本部協同総合研究所『皆でたたかった五〇年——全日自労三重本部の歴史』シーアンドシー出版、一九九六年、全日自労建設一般労働組合・全日自労建設一般労働組合長野県本部『風雪に生きた——全日自労三〇年のあゆみ』全日自労建設一般労働組合長野県本部、一九八三年ほか。
- (4) 加瀬和俊『戦前日本の失業対策——救済型公共土木事業の史的分析』日本経済評論社、一九九八年、『失業と救済の近代史』吉川弘文堂、二〇一一年、『緊急失業対策法制定の背景』『帝京経済学研究』第五三巻第一号、二〇一九年、一四五～一六五頁ほか。
- (5) 杉本弘幸「戦後都市社会政策と女性失対労働者——一九四〇～五〇年代の京都市失業対策事業を事例として」『社会事業史研究』第四九号、二〇一

六年、五一～七二頁、「戦後失業対策事業と失対労働者運動の展開——一九五〇年代後半の京都市失業対策事業を事例に」庄司俊作編著『戦後日本の開発と民主主義』昭和堂、二〇一七年、二九七～三二一頁、「戦後失業対策事業・失対労働者における在日朝鮮人——一九五〇年代前半を中心に」『社会事業史研究』第五三号、二〇一八年、四五～五七頁、「全日本自由労働組合婦人部の形成と構造——一九五〇年代の女性失対労働者をめぐって」今井小の実編『戦前社会事業の到達点と現代への視座——福祉国家の源流をたどる』二〇二二年、二三五～二六一頁ほか。

- (6) 杉本弘幸「戦後失業対策事業・失対労働者と部落問題——差別・貧困・ジェンダー」『大原社会問題研究所雑誌』第七七〇号、二〇二三年、二～一七頁、町田祐一「戦後東京の知識層失業対策事業」前掲、二〇二三年、一八～三二頁、西井麻里奈「戦後広島島の失業対策事業」前掲、二〇二三年、三三～四六頁。
- (7) 田川公共職業安定所『管内概況』昭和三五年版、一九六〇年、一頁。このほか平 将志「雇用政策とソーシャルワークの交錯炭鉱離職者対策と就職促進指導官による就職指導」『社会福祉学』第六一巻第二号、二〇二〇年、一一八～一三一頁も参照のこと。

- (8) ただし、失対就労者層が若年化しているにもかかわらず、就労者の質が低下しているという評価は矛盾しているように思われる。
- (9) 最高裁判所事務総局『下級裁判所刑事裁判例集』第一〇巻第八号、最高裁判所事務総局、一九六八年。

- (10) 多久市福祉事務所『多久市社会福祉の実体』一九五八年、二七頁。多久市議会『昭和三十三年教育民生委員会会議録』所収（多久市議会事務局所蔵）（平 将志「多久市福祉事務所『多久市社会福祉の実体』」『エネルギー史研究』第三九号、二〇二四年、一四六頁）。
- (11) ただし、一九六三年以降、失対事業では「失対二法」改正、生活保護制

度では一九六四年から「第二次適正化」政策が展開されたことにより、双方の補完関係は変容する。つまり当該期の産炭地では主力燃料の転換と、二つの「公的扶助」の補完関係の変容に翻弄されていたのである。ここで留意する必要があるのが、「公的扶助」という用語であろう。失対事業は労働省所管の労働政策であるが、「公的扶助」としたのは社会保障政策的な性格を有し、実質的に救済策として機能していたという含意からである。なお、双方の補完関係については、平 将志「空知炭田における生活困窮者救済——北海道美唄市を事例として」『社会事業史研究』第六三号、二〇二三年、第六三号、一二三―一三八頁を参照のこと。

- (12) 全日自労の歴史については、全日本自由労働組合編『全日自労の歴史』労働旬報社、一九七七年、全日自労建設農林一般労働組合五〇年史編纂委員会編『建設一般の五〇年』旬報社、一九九九年を参照。

- (13) 江口英一「全日自労——じかたびの旗のもとに」朝日ジャーナル『日本の巨大組織』勁草書房、一九六六年、二四三―二六二頁。

- (14) 法政大学大原社会問題研究所「北九州筑豊炭鉱閉山地帯失業者調査中間報告——田川市郡失業者の諸類型」『大原社会問題研究所資料室報』一九六六年、特別号、第一一九号、一―七一頁。

- (15) 福岡県労働部労政課『福岡県労働組合名簿』各年版から作成。ただし、当該名簿の福岡県立図書館所蔵分は個人情報関係から非公開、さらに福岡県庁所蔵分にも所蔵は確認できるが、同じく個人情報関係から公開不可となっている。たとえば、北海道、山口県、佐賀県、長崎県など主要産炭地道県では名簿の閲覧が可能であるため、非公開にする合理的な理由はないように思われる。

- (16) 労働省職業安定局職業安定課『全国失業者団体（自由労働組合）名鑑』一九五六年。

- (17) 大村 優（全日自労田川分会執行委員長）によれば、一九六三年の「失

対二法」改正により、田川分会は「継続紹介」⇨「長期紹介」に取り組み反面、上部組織である福岡県支部は「継続紹介」に反対し、ストライキによる対抗措置を決定した。田川分会は全県統一闘争に参加したが、田川分会では「継続紹介」に同意していたため、ストライキの解除に苦心したという。大村 優「失対運営の改悪——反対闘争の総括」全日自労建設農林一般労働組合福岡県本部田川支部『組合四十年史——外記（二）』一九九一年、一二五―一三〇頁。

- (18) 「失対二法」改正のうち職業安定法には、就職促進措置を実施後、なおも就職できない場合に限り、失対事業に就労できる旨が明記されていた。一九六四年六月、夕張公共職業安定所における新規流入を皮切りに、広島や福岡県などに波及した。

- (19) 福岡県労働部職業安定課『一般失業対策事業関係資料集』一九七二年、四一―四二頁、六七―六八頁。

- (20) 全日自労福岡支部田川分会「田川公共職業安定所の失対労務者一三二名の紹介停止の経過について——一九六八・一・一〇―三一——」一九六八年。

- (21) こうした評価はあくまで事業主体による評価であることから、当事者側（田川分会）からの評価についても、諸資料と突き合わせての検討が必要であらう。

- (22) 全日自労建設一般労働組合福岡県本部田川支部『一筋の道——組合結成三〇年史』全日自労建設一般労働組合福岡県本部田川支部、一九八二年。

- (23) 建設一般全日自労田川支部編、前掲、一九八九年。

- (24) 全日自労建設農林一般労働組合福岡県本部田川支部、前掲、一九九一年。

- (25) 杉本弘幸「戦後失業対策事業・失対労働者の意義と射程——被差別部落民・在日朝鮮人・女性失対労働者」『社会事業史学会創立五〇周年記念論文集刊行委員会編『戦後社会福祉の歴史研究と方法——継承・展開・創造

第二卷〈理論・総括〉近現代資料刊行会、二〇三年、二四五頁。

昭和三十年二月

田川市役所『失業対策事業の実態について』

田川市役所

凡 例

1. 文章に誤りがある箇所には、ママのルビを付した。
2. 表の数字には計算の合わないものや誤植などが存在するがそのままにした。
3. 漢数字は十や一〇などが混在しているが、原資料の表記を尊重した。
4. 本文には不適切と思われる表現もあるが、当該期における事業主体の見解であることからそのままにした。

田川市に於ける失業対策事業の実態

●一般失業情勢

田川地区のように石炭鉱業を基盤として他産業は之に依存して成り立っている労働市場に在っては、石炭企業の不振はまことに致命的であつて殊に昨年三月以降の失業者の増加は中小炭鉱の閉山、企業整備と相俟つていよいよ激化し石炭需要期に入つても更らに好転する兆はなく、むしろ大手筋に在つても事業縮少の傾向にあるので殆んど就職の期待は出来ず、失業情勢は悪化の一途をたどっている現状である。

市内の失業者は、現に中小炭鉱に働き乍らも賃金の遅欠配或は金券等の支給を受けているため、失業保険金を受給している失業者より更に生活に困窮している半失業者を含めた所謂潜在失業者を勘案した場合到底その数は予想し得ない実状にあるが昨年十二月末現在安定所に於ける求職者即ち登録失業者のみで一〇、七五四名の多きに達して居る（別表第一号参照）

一方民間求人状況はまことに微々たるものであつて、月間精々二、三十名程度であり、この外中小炭外^マ炭より求人の申込があるがこれは経営状態が悪く坑員が定着しないので、炭鉱直接の雇入が出来ないため、安定所に求人申込をするのであり殆んど希望者がいない状況である。

●失業対策事業の就労者

（一）就労者の動向

現在の失業情勢に在つては失業保険受給期間を終了した者の内失対事業

の適格者（主たる家計の維持者）の資格を持つ者は、必然的に失対労務者としての失対事業の中に流れ込んで来て所謂自由労働者となるのである。之等に対する民間求人は安定所に登録されていない一般日雇労務者に喰はれて非常に狭くなつてゐるため、殆んど固定化してしまい、永い者では三年四年と本事業に就労している有様であつて、緊急失業対策法の「失業者に就職の機会を与えることを主たる目的として其の間の生活の安定を図る」と云う立法の目的と現実とは大いに矛盾を生ずるに至つてゐる。

本事業施行の当時は就労者の大部分が炭鉱よりの停年退職者又は老齡のため、民間に就職し得ない老年男女であつたが最近は中小炭鉱又は倒産した民間事業より流れ出した青年層の者が目立つて多くなると共に、就労者の質も低下し屢々暴力沙汰を惹起する原因ともなつてゐるのである。

（二）就労者数の現状

市町村別居住調（田川職安管内）昭和三〇、一、一〇現在

		地区別		人数
		男	女	
計	七〇五	二五四	四五一	田川市
	一二二	七五	一五〇	川崎町
	九二	三七	五五	猪俣金村
	七三	一九	五四	糸田町
	九	二	七	大任村
	一三	三	一〇	鉤金村
	九	二	七	添田町
	七〇	九	六一	金田町
	四	一	三	香春町
	四	〇	四	赤池町
	二	〇	二	大任村
	一一〇六	四〇二	八〇四	計

(三) 田川地区事業体別吸収状況(一日当りの就労人員数を示す)

事業体別	二十九年度	二十八年度	二十七年度	二十六年度	備考
田川市営	二四〇名	一三〇名	九〇名	五〇名	
県営	四五八名	九〇名	七〇名	八〇名	
土木事務所	七〇名				
川崎町営					
金田町営	三〇名				金田町は二十九年度第四・四半期より実施
計	八二五名	一一〇名	一六〇名	一三〇名	金田町は二十九年度第四・四半期より実施

(四) 二十九年月間一人当の就労日数

就労日数	月別
21日	一月
20日	二月
21日	三月
18日	四月
20日	五月
20日	六月
21日	七月
24日	八月
20日	九月
20日	十月
19日	十一月
25日	十二月
15日	一月
18日	二月
20.1日	平均

(五) 就労者の平均賃金と月間収入

平均賃金
男 二六〇円
女 二二〇円

月間収入 イ、日雇失業保険の資格のない月

男 260円×20日＝5,200円
女 220円×20日＝4,400円

ロ、日雇失業保険の資格ができた月

男 260円×20日＋140円×(10日－6日)
＝5,760円
女 220円×20日＋140円×(10日－6日)
＝4,960円

(イ) の場合は二ヶ月を通じて稼働日数が二十八日に達しない場合を指す

のであるが、これは極く一部の低稼働の者以外にはないので通常(ロ)の場合が収入の平均となる。つまり月間二十日の就労方数の月は、六日間の待期を置いて七日目よりアブレの日に一日百四拾円の日雇失業保険金が支給されるのである。

失業就労者の平均賃金と比較した場合、民間に在っては男二八〇～三〇〇円、女一八〇円～二〇〇円が普通であって、従って男の場合は少々低くにあつてはむしろ民間賃金より高くなつてゐるのである。失業就労者の賃金の格付に当つては本法の定む處により、應能制給の制度を採り乍ら一般民間賃金より一割乃至二割低く格付されておるのであるが、現実には民間賃金の低下によりその差は漸次少くなり前述の如く女の賃金は一般民間賃金を上廻つておるのである。

然し乍ら失対適格者の要素として主たる家計の維持者でなければならないと云う立前から一家より一名の就労者しか出せないため、扶養家族数が多く平均一人三、七人の家族を擁しており、その生活程度は非常に急迫しておるので生活保護法の適用を受けておる者も多いのである。

本法に在っては失業者の発生に対處して、国又は國庫の補助により地方公共団体が失業対策事業及び公共事業に吸収し、その労働の対価として賃金を支払という原則のみを明確にしておるのであるが、元来失業対策事業なるものが多分に社会保障的な性格を帯びてゐるため、事業の施行に当つては公共事業と大いに趣きを異にするものであり、就労者即生活困窮者と云う関係上屢々賃金が純粹に労働の対価としてのみ支払い得ない場合があり、其の運営に當つてはまことにデリケートな面が多く従来より労使両者の対立的な感情問題或は屢々惹起される紛争等もすべて本事業のあいまいなる性格が災いしておるものである。従つて事業体たる

地方公共団体は物心両面に於て其の負担に耐え得ないものがあり現在の補助金交付制度に反対し国営又は全額国庫負担を要望してやまない次第である。

●田川自由労働組合の現況

失対就労者を主軸とする自由労務者は全国的な組織である全日本自由労働組合に加入しており全国的な所謂季節的斗争はすべてこの中斗よりの指令に基いて行はれて来ておるのである。本市に在ってはその余りに急進的な組合の性格に反対し中庸的な立場を執る、別派組合も組織されておるが、何分にも数の上からみれば微々たるものであり、大部分が組合運動の推進者たる日共黨員及びその同調者の指示するところに盲従しておるので、田川自由労組は其の組合実権者の性格を反映し労働攻勢は熾烈を極め、夙に県下に於ても注目目的となっておるのである。

なお同組合田川地区労働参加組合として一応総評系と目されておるが組合執行部は妥結権を有せず黒幕である日共黨員の決定により左右せられるため、交渉員との話合も単なる取次に過ぎない場合が多いと云う特異な性格を持つ組合である。

組合組織としては分会執行部の下に田川、川崎、金田、猪位金地区に夫々支部を設け各地区を網羅し組合員の獲得に努め組合活動の強化を計っている。

組合指導者は、資本主義社会に於ける労働者の最終目的は革命にあり故に斗争は革命の手段であり、従ってあらゆる事象を斗争の具として採り挙げるべきであると云う理念を強調し、これが実践のため長年に亘つて失対現場を観念実践の好適の温床として活発なオルグ活動が続けて来て

おるので、その成果は決して軽視出来ないものがある。

●就労者の性格

失対就労者は働かないと云うことは、巷間の定評のようであるが何故働かないのであろうかその二、三を次に考察して見ると、①就労意欲がない。現在の失業情勢下に在つて一旦失業者となり自由労務者の群に入ると殆んど就職の期待は出来ない。希望のない将来と生活の重圧に暗い毎日を送る境遇の彼等に新らしい勤労意欲を芽生えさせる社会環境を造つてやる必要があるであろう。

②怠け癖がついている。失対就労者は事業の性格上あらゆる階層の人間を吸収している。又賃金も就労者の固定化を防ぐため民間賃金より一割乃至二割低く格付けされている関係もあり、労働能力を最低の基準に置いておるので通常の体力と労働能力を持つ者もこの社会に入ると他を見倣らい骨惜しみをする怠け者となって向上心を失っていくのであり、殊更に最近激増している青年層の者にこの傾向が多いようである。

③賃金の格付が妥当でない。失対の賃金は法の定むる応能制給の立前から各人の能力に依じて支払われるようになっているのであるが、事実上はこのシステムが充分採られていないのが現状である。

三年、四年と固定している者は充分の能力を有していないにも拘はらず、常に新規労働者より高い賃金を支給されているので通常の能力を持つ新規労働者も自然働かなくなってしまうのである。

事業体も夙にこの点を指摘し是正したい意向を持っているのであるが、全日自労の組織力を以つて自由労組側は本事業の性格から失対賃金は飽く迄生活給であるとの立前に立ち、応能制給に反対しこれによって生ず

る強制労働に対しては組織の実力を以て阻止すると稱しており未だ是正し得ない憾みを残しておる次第である。

④職場におけるオルグ活動に影響されている。失対就労者の中に日共のオルグが潜入しておることは事実であり、失対の職場はこれ等の教宣活動の恰好の温床として、長年培つて来ておるので、これが影響は決して見逃し得ないものがある。彼等は憲法二十五条の定むる処により、国は国民の最低限度の生活を保障する義務があるので、失対賃金は労働の対価でなく生活保償金として、支払はれるべきであるとの理念を植付け、一方資本主義社会制度を破壊するため、国及び地方公共団体に出血を与える手段として、出来るだけ仕事を怠け事業費の失費を増加させるべきであると云う極端な教宣活動も行い、社会に対する反抗心を培っている。

●作業時間と事業効果

(一) 作業時間は実働八時間が規定であるが通常年間を通じ次の通りである。

作業開始時刻	午前九時三〇分～十時
作業終了時刻	午後三時三〇分
昼食休み	一時間三〇分
午前午後の中休み	一時間
実働時間	三時間～三時間三〇分

これが是正については常に自由労組側と交渉を重ねて来たがこれは既得権の侵害であり、むしろ事業の性格上就労規則を改訂すべきであると要求し実現は困難であつたが市民の批判の声が漸次高まって来たため、自労側も与論の支持を得るには市民に愛される自労でなければならぬと

の考え方から内部より作業態度に対する反省の声が出て、最近では作業終了時刻の延長及び休憩時間の短縮を行い、実働時間も五時間乃至五時間半に達している。

(二) 事業効果について（公共事業と比較した場合）

田川中央高校整備工事

事業対照別	稼働日数	就労者延員	一日当り平均作業量	作業量合計	所要経費	一立米当り単価	備要
失業対策事業 昭和九年十月一日～二〇日	一五・三七五	三五立米	四二〇〇立米	五二八・二〇〇円	一・二五七・五〇円	三・四六・五〇円	公共事業として差支した場合は例
公共事業			四二〇〇立米	一・四五五・三〇〇円			

備考 土質軟岩平均五〇%

運搬距離平均八〇米

●失業対策事業費と市税の年次別比較

昭和	市税	失業対策費	B/A	国庫補助金	C/A	差引市費	D/A	備考
二五・一七〇・三七八	千円	三・五〇三・二・〇六		一九・一六	一・一三	一・五八七	〇・九三	平行交付金算定の財政需要額、三四三・四〇三・
二六・二二六・五三二	千円	五・八七七	二・四八	三・一七九	一・三四	二・六九八	一・一四	四〇三・
二七・二六六・五三二	千円	七・八六二	二・九五	四・〇三五	一・五一	三・八二七	一・四四	一・一〇三・
二八・二二七・四二二	千円	一一・〇〇二	五・〇六	六・二四六	二・六三	五・七五六	二・四三	一・二七九・
二九・二二九・五三七	千円	二〇・三三三	八・九	一一・三二〇	四・九二	九・〇四三	三・九四	未定

備考

本事業費については、労務費に対し、三分の二の国庫補助があるが、事業実施に当っては国庫補助金は、約二分の一程度にしか達していないことが実証させるのである

借入 年月日	借入先	借入額	償還所要額		完済年月日	一ヶ年償還額
			償還済額	償還未済額	計	
昭和二六	大蔵省 資金運用部	一・四〇〇 千円	五一・〇二二 円	一・二八四・七八六 円	一・七四九・七九八 円	三三・五〇八 円
二七	〃	一・五〇〇		二・〇六三・三六〇	二・一五八・七四〇	二〇・六・三三六
二八	〃	三・〇〇〇		四・二八九・四九九	四・二八九・四九九	四四五・三六八
二九	〃	三・五〇〇				
計	〃	九・四〇〇	六〇五・三九二	七・六三七・六四五	八・二四三・〇三七	九三七・三六八

[illegible]

炭鉱企業の不況が性慢化して、近い将来に於ける好転は望めないため石炭需要期に於ても、新規雇用量は全く無く堅実な企業運営を行っている事業場でさえ、むしろ労働者の自然減耗を図っている状態である。

又中小炭鉱に在つて、賃金の長期に亘る遅欠配乃至金券の使用等で現金入手の少ない者は、就職こそしておれ、寧ろ規則的な現金入手の出来る失業保険金受給の失業者より生活的に困窮して居ると云う、変則的な事態を生じておるのである。

失業保険受給期間の終了した者は、必然的に失業対策に流入して来るの

本事業が社会保障制度の一環として実施するとすれば、田川地区に於ても現に多数の失業者の発生があり乍ら、未だに本事業を実施しない地方公共団体もあるので、政府はこれが対策として、実施を義務づける行政措置を執るべきである。同時に現行の補助金制度を廃して、全額国庫負担を以って、代行せしめるべきであり、これが早急実現困難の場合でも、生活保護法による程度の交付金制度に改め、事業主体たる市町村の財政負担の軽減を図ることに措置することが急務である。

現行制度のまま推移するときは、本市の場合に在っても現に市外者迄含んでいる失業者の増加に対応する予算措置はとり得ないので、今後は市内居住者のみを対象として、事業規模を計画するが至当と思惟するものである。

現在応急の対策として、政府のとつている措置としては、昨年八月三日の閣議決定の趣旨に基き、各省次官通牒を以て、公共事業への失業者の斡旋を強めることになり、現に田川職安所内に於ても、建設省、県、市営の公共事業がこの対策として実施せられ、一月に於て九八七名の失業者が吸収され、二月一三〇八名、三月一一九六名の失業者の吸収が見込まれているのである。

然し乍らこの事業も応急的にとられた暫定措置でありこれ等の事業が年度内に終了したときは、公共事業の就労者が一時に失対事業に流れ込んで来ることになるので、職安当局としても対策に腐心しておるのである。(現在安定所としては、新規求職者はすべて公共事業に吸収させる方針を

政府が行っているこれ等一連の対策に対して自由労務者達の態度は一体どうであらうか。

彼らは公共事業に対しては、全くそっぽを向いて知らぬ顔である。職安当局より斡旋しようとすれば、強制紹介反対と叫び、人権じゅうりんだと騒ぎ立て、一名も出て行こうとしない。

就労人数が少ない。生活が苦しいと毎月のように安定所や事業主体に抗議しながら、彼等が失対事業に固執している理由の第一は、確実に日銭の入手ができること。労働条件が寛大で、労働量が少ないと云うことであろうと思う。公共事業に出た場合、賃金の句払い又は週払いの期間をつなぐ生活資金を持たないと云う口実が、常に拒否の理由になっているが、公共事業に適さない体力の者は別として、青年労働者でさえ、一旦この社会に入つて怠け癖がついてしまつと通常の労働には耐え得られないのである。賃金は低くとも（女の場合は民間賃金より高い理由もある）気楽な失対現場は大きな魅力のようである。

これ等の失対労働者に正しい労働教育を施し、真に産業予備員として経済の興隆に役立たせると云う法の精神を生かすためには今こそ強い政治力を持った愛の鞭が必要であろう。

失業者と云ふ氣の毒な境遇の人達が團結の力を以つて、自から生活の安定を図ろうとする意欲は一応肯定出来るとしても、組織の力を濫用して社会の秩序を無視したり、彼等だけが失業者の如く道信マツして、社会機構に甘え過ぎ、従らに国費や市費を失費せしめるような生活態度を改めぬ限り、市民の同情は失はれるばかりか、厳しい与論の批判を受けて、自から首を絞めるような結果になることであらう。

現情勢下に於ける本事業運営の困難性に鑑み、市民各位の深い理解と支援を希願して已まない次第である。

(一) 職業安定所の窓口に現われた失業情勢

年 度	月 別	昭和 三〇 年	昭和 二九 年	昭和 二八 年	昭和 二七 年	昭和 二六 年	昭和 二五 年	昭和 二四 年	昭和 二三 年	昭和 二二 年	昭和 二一 年	昭和 二〇 年	昭和 一九 年	昭和 一八 年	昭和 一七 年	昭和 一六 年	昭和 一五 年	昭和 一四 年	昭和 一三 年	昭和 一二 年	昭和 一一 年	昭和 一〇 年	昭和 九 年	昭和 八 年	昭和 七 年	昭和 六 年	昭和 五 年	昭和 四 年	昭和 三 年	昭和 二 年	昭和 一 年	大正 一〇 年	大正 九 年	大正 八 年	大正 七 年	大正 六 年	大正 五 年	大正 四 年	大正 三 年	大正 二 年	大正 一 年	明治 三 十 九 年	明治 三 十 八 年	明治 三 十 七 年	明治 三 十 六 年	明治 三 十 五 年	明治 三 十 四 年	明治 三 十 三 年	明治 三 十 二 年	明治 三 十 一 年	明治 三 十 年	明治 二 十九 年	明治 二 十八 年	明治 二 十七 年	明治 二 十六 年	明治 二 十五 年	明治 二 十四 年	明治 二 十三 年	明治 二 十二 年	明治 二 十 一年	明治 二 十 年	明治 一 十九 年	明治 一 十八 年	明治 一 十七 年	明治 一 十六 年	明治 一 十五 年	明治 一 十四 年	明治 一 十三 年	明治 一 十二 年	明治 一 十 一年	明治 一 十 年	明治 九 年	明治 八 年	明治 七 年	明治 六 年	明治 五 年	明治 四 年	明治 三 年	明治 二 年	明治 一 年	大正 一 年	大正 二 年	大正 三 年	大正 四 年	大正 五 年	大正 六 年	大正 七 年	大正 八 年	大正 九 年	大正 十 年	大正 十 一 年	大正 十 二 年	大正 十 三 年	大正 十 四 年	大正 十 五 年	大正 十 六 年	大正 十 七 年	大正 十 八 年	大正 十 九 年	大正 二 十 年	大正 二 十 一 年	大正 二 十 二 年	大正 二 十 三 年	大正 二 十 四 年	大正 二 十 五 年	大正 二 十 六 年	大正 二 十 七 年	大正 二 十 八 年	大正 二 十 九 年	大正 三 十 年	大正 三 十 一 年	大正 三 十 二 年	大正 三 十 三 年	大正 三 十 四 年	大正 三 十 五 年	大正 三 十 六 年	大正 三 十 七 年	大正 三 十 八 年	大正 三 十 九 年	大正 四 十 年	大正 四 十 一 年	大正 四 十 二 年	大正 四 十 三 年	大正 四 十 四 年	大正 四 十 五 年	大正 四 十 六 年	大正 四 十 七 年	大正 四 十 八 年	大正 四 十 九 年	大正 五 十 年	大正 五 十 一 年	大正 五 十 二 年	大正 五 十 三 年	大正 五 十 四 年	大正 五 十 五 年	大正 五 十 六 年	大正 五 十 七 年	大正 五 十 八 年	大正 五 十 九 年	大正 六 十 年	大正 六 十 一 年	大正 六 十 二 年	大正 六 十 三 年	大正 六 十 四 年	大正 六 十 五 年	大正 六 十 六 年	大正 六 十 七 年	大正 六 十 八 年	大正 六 十 九 年	大正 七 十 年	大正 七 十 一 年	大正 七 十 二 年	大正 七 十 三 年	大正 七 十 四 年	大正 七 十 五 年	大正 七 十 六 年	大正 七 十 七 年	大正 七 十 八 年	大正 七 十 九 年	大正 八 十 年	大正 八 十 一 年	大正 八 十 二 年	大正 八 十 三 年	大正 八 十 四 年	大正 八 十 五 年	大正 八 十 六 年	大正 八 十 七 年	大正 八 十 八 年	大正 八 十 九 年	大正 九 十 年	大正 九 十 一 年	大正 九 十 二 年	大正 九 十 三 年	大正 九 十 四 年	大正 九 十 五 年	大正 九 十 六 年	大正 九 十 七 年	大正 九 十 八 年	大正 九 十 九 年	大正 十 十 年	大正 十 十 一 年	大正 十 十 二 年	大正 十 十 三 年	大正 十 十 四 年	大正 十 十 五 年	大正 十 十 六 年	大正 十 十 七 年	大正 十 十 八 年	大正 十 十 九 年	大正 十 一 十 年	大正 十 一 十 一 年	大正 十 一 十 二 年	大正 十 一 十 三 年	大正 十 一 十 四 年	大正 十 一 十 五 年	大正 十 一 十 六 年	大正 十 一 十 七 年	大正 十 一 十 八 年	大正 十 一 十 九 年	大正 十 二 十 年	大正 十 二 十 一 年	大正 十 二 十 二 年	大正 十 二 十 三 年	大正 十 二 十 四 年	大正 十 二 十 五 年	大正 十 二 十 六 年	大正 十 二 十 七 年	大正 十 二 十 八 年	大正 十 二 十 九 年	大正 十 三 十 年	大正 十 三 十 一 年	大正 十 三 十 二 年	大正 十 三 十 三 年	大正 十 三 十 四 年	大正 十 三 十 五 年	大正 十 三 十 六 年	大正 十 三 十 七 年	大正 十 三 十 八 年	大正 十 三 十 九 年	大正 十 四 十 年	大正 十 四 十 一 年	大正 十 四 十 二 年	大正 十 四 十 三 年	大正 十 四 十 四 年	大正 十 四 十 五 年	大正 十 四 十 六 年	大正 十 四 十 七 年	大正 十 四 十 八 年	大正 十 四 十 九 年	大正 十 五 十 年	大正 十 五 十 一 年	大正 十 五 十 二 年	大正 十 五 十 三 年	大正 十 五 十 四 年	大正 十 五 十 五 年	大正 十 五 十
--------	--------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------

(二) 失対適格者の増加状況

年月	適格者数	前月との増減
昭二 八	260	0
九	275	+15
十	279	+4
十一	290	+11
十二	298	+8
一	314	+16
二	331	+17
三	405	+74
四	473	+68
五	559	+86
六	626	+67
七	638	+12
八	687	+49
九	802	+115
十	902	+100
十一	1,025	+125
十二	1,187	+162
一	1,194	+7

備考 本年一月以降は新規求職者は公共事業に吸収する方針と執り、

失業対策事業には新規流入を制限している。

(三) 昭和二十九年に入ってから企業の整備状況（田川職安所内）

月別 区分	整備した 企業場数	整備による 離職者者	整備理由	備 考
昭二九 一月	二	四二人	資金難による	(一)企業場数は一時に二〇人以上の縮小がなされた場合を一つとして取扱ったものである。
二月	六	三八八々	々	
三月	一	二〇々	々	
四月	一〇	一二四四々	々	(二)漸次整理人員が減少しているのは、大口整理が一段落したためである。
五月	一一	三九〇々	々	
六月	八	四九六々	々	
七月	五	一二三二々	々	
八月	五	一二七々	々	
九月	七	六三〇々	々	
十月	四	五〇二々	々	
十一月	二	一四八々	々	
計	六一件	四、二八々	々	

(四) 失対適格者の前職調（昭和二十九年十二月中）

職業別	人員		備 考
	男	女	
石炭鉱業	六六人	二二人	九〇人
土建業	五人	一四人	二七人
自営業	一三人	〇人	五人
無職	一人	六人	七人
その他	一六人	七人	二三人
計	一〇三人	四九人	一五二人

備 考

土建業その他の該当人員は、前職は中小炭鉱の退職者であって、一時土建業又はその他の仕事に就職したものが約八〇%でありいづれも賃金の不払い等の理由で生活に困窮し、失対の申込みを行った者である。従つて之等を合計すれば石炭関係は全体の約七五%になる。

(五) 失対申込みの理由別調

理由別	性別	計	備考
(一) 失業保険金終了によるもの	男	三人	長期間の賃金遅欠拂いに、極度に生活困窮し、之に耐え得られず賃金日拂いの失対を希望し登録された者。 失業保険金終了後、炭鉱就職を当にして、拾い仕事等で生計を維持していたが、就職の期待がないので日雇に転落したもの
(二) 企業整備により解雇又は退職によるもの 失業保険無資格者	女	一人	
(三) 潜在失業者であつて、極度に生活困窮し、日払い賃金を希望したもの	計	三人	
(四) 家計の維持者を失つたもの		四六	
(五) 其他		一七	
計		一五二	
		四九	
		一〇三	